（１７０３Ⅱ）

参議院選挙制度案「中選挙区男女同数制」

２０１７年3月

選挙市民審議会委員（第二部門）　桂 協助

はしがき ---------- 1

第一部　参議院と二院制のあり方

１　民主政治における衆・参の共通基盤と、
　　参議院がとくに重視すべき基盤 --- 2

２　日本型二院制試案 ---------- 21

３　参議院選挙制度の基本方向 --------- 28

第二部　参議院選挙制度案「中選挙区男女同数制」

１　制度の思想・考え方 ---------- 35

２　制度の概要 ---------- 37

３　総定数とその配分 ---------- 37

４　選挙区の編成 ---------- 41

５　候補者 ---------- 43

６　投票 ---------- 44

７　当選者の決定 ---------- 45

はしがき

参議院はその発足後の間もないころから「良識の府」と言われました。この評言はもともとは英国の貴族院についてその権威づけとして使われたものだったようですが、日本の場合は明治憲法下の貴族院を完全に解体し、国民の直接選挙による新しいタイプの上院として出発した中での評言でした。そこには衆・参の性格づけとして次のような認識がありました。

◇ 衆議院は政党単位の競合・対抗の場、および与野党対決の場である。

◇ 参議院は政党や政権から距離をおき、議員その人の思想・信条・識見に立った活動を基本とする場である。

こういう認識において参議院には「良識の府」という評言があてられたと言えます。

当参議院選挙制度案は、この参議院の意義づけを肯定し、これを民主政治のより基礎的な次元から再評価し、また現代社会の要請に適合したものとしてさらに有用化することを意図し、そのような参議院の構築に資する選挙制度をめざします。

現実の参議院選挙は政党化がすすみ、参議院を「衆議院のカーボンコピー」と揶揄される状態にながらく置いてきました。衆議院との間の与野党のねじれなどを背景に「強い参議院」が言われるようにもなりましたが、それは参議院がその独自の存在意義を高めたことによるのではなく、政党化状況ゆえの側面にすぎません。

そうした停滞状況にくわえ、選挙区間の人口に対する定数の格差が依然として大きい状態にあります。また男女の議員数の片寄りが、衆議院ほどではないにしても、やはり甚だしいレベルにあります。そのことは良識の府という意義に照らすとき、衆議院以上に不条理・不合理なことと言わねばなりません。

なお定数格差の背景には地方経済の地盤沈下とそれにともなう人口減少があります。それに対応して、憲法改正によって参議院議員を地方代表の性格をもたせ、定数の優位状態を保とうという動きがでています。事実は、そのような姑息な発想や保身こそが地方衰退を許してきたのです。地方経済の衰退・人口減少は国政の大問題であり、国政レベルでの政策の策定・制定に向けて、人口減少地方の議員と大都市部の議員をとわず、叡智と熱意を結集してあたるべき課題です。

国会を国権の最高機関、国政の最高責任をになえる機関として確立するためには、二院制の長所を活かすこと、かつ参議院の存在意義を高めることが必要です。そのための不可欠・重要な打開策として、参議院選挙制度の抜本的改革案を提示させていただきます。

第一部　参議院と二院制のあり方

１　民主政治における衆・参の共通基盤と、参議院が特に重視すべき基盤

国会を構成する参議院と衆議院はそれぞれ別個の選挙によって議員が選任されており、選挙制度もことなります。しかしともに国民の直接選挙制なので、両院が拠って立つ民意、または担うべき民意の出どころは、ともに一人ひとりの国民、およびその総体であり、共通です。したがって両院とも共通の基盤の上に成立しています。当案は参議院選挙制度を対象にした改革案ですが、この第１節ではまずそうした衆・参の共通基盤や共通の課題について（１）項で確認します。その上で（２）項で参議院に特有の基盤、特有の課題についてのべます。

（１）民主政治とその進展方向

＊ この項は、「 衆議院選挙制度案 比例代表中選挙区統合制 」 における同名の項と同一内容です。その全文（約１７頁）をここでのべさせていただき、衆議院案の方では要旨のみとさせていただきます。

選挙制度は民主政治をきずき推進するための不可欠の仕組みです。したがって選挙制度をよりよいものにするためには、民主政治のよりよい進展方向に沿ったものにする必要があります。

そのような志向を共有する人々が、民主政治について基本的認識とめざす基本方向をのべあうことは有意義なことと思います。そういう意味の発言例としてこの（１）をお読みいただければと思います。

民主政治とは人民自治（市民自治）

民主政治の何たるかをもっとも簡潔・明瞭に表現しているのは、何といってもリンカーンの

演説のなかの「人民の、人民による、人民のための政治 」“ government of the people, by the people and for the people ”でしょう。これをさらに簡潔にいえば「人民自治」です。

現代日本語では「人民自治」よりも「市民自治」が通りがいいでしょう。その方がしっくりする方は、そう読み替えていただけばと思います。あるいは、自治の領域に応じた呼び方として、国民自治、都・道・府・県民自治、市・町・村民自治、住民自治などの呼び分けを一般化するのもよいと思います。

リンカーンにさきだつ近代民主政治思想の主要な開拓者たち、ロック、ルソー、シィエス（シェイエス）たちも、すでに人民自治を志向または展望していました。彼らの思想・理論の軸をなしていた「社会契約」や「一般意思」という概念は、自治社会における人々の共有意思の形成のことに他なりません。

現実の民主政治は「名望家民主政治」と評された初歩的なレベルからはじまりました。そこにあったのは、政治家と一般国民との関係について、“政治をする側と政治をしてもらう側”、または“指導する者と指導される者”という認識構造でした。この認識構造は世襲身分制の政治・社会体制における上下関係および支配・被支配関係の認識構造が横すべりしてきたようなものであり、人民自治からはほど遠いレベルでした。

参政権がしだいに拡大されて、基本的に成人男女のすべてが選挙権・被選挙権をもつようになってきたなかで、そのような古い認識構造はかなりうすれてきたと言えるでしょう。しかし、国によって違いはあるでしょうが、いまなお少なからず残っているのではないだろうか。わが国では、エリート意識に冒された政治家においては、若い世代の政治家でさえ、こういう認識構造が垣間見えることがあります。民主政治の進展方向に反したこのような認識・政治観はすみやかに払しょくしてもらわねばなりません。

一般国民も議員・政治家もひとしく人民の一員であること、民主政治の進展方向は人民自治であること、議員・政治家という存在は人民自治の中での役割分担としてあること、指導・被指導の関係は双方向に発生する関係であること、これらの基本的事実をふまえて、すべての人々が人民自治の政治にむかって自覚的に歩む必要があると思います。現代日本の政治・社会状況は、人民自治レベルの民主政治への具体的なステップアップが待ったなしで迫られている状況にあると思われます。

近代民主政治思想が生まれた土壌

―― 労働にたいする価値認識の社会化

近代民主政治思想のベースには労働の社会的な価値にたいする認識があります。この価値認識は民主政治思想家たちの中に特別にあったというわけではなく、大衆的なものであり、民主政治思想家たちもその中の一人だったというのが正しい。

労働にたいする価値認識そのものは超歴史的なものであって、有史時代以前へさかのぼってあった価値認識といえるでしょう。しかしそれは基本的には家族や基礎的共同体（日本の村落共同体など）といった、人々が直接に相互の労働でささえあう範囲の中の価値認識にとどまっていたでしょう。

それをこえたひろがりの社会、とくに政治権力が発生した歴史段階以降の社会では、支配的に行きわたっていた価値認識は、血筋・家格（家柄）の価値観でした。そしてそれに支えられた世襲身分制が政治領域をふくめた社会全体の体制をなしていた。

そうした社会体制が非常にながく続いてきた中で、市場経済が貨幣市場経済に変わっていきました。そしてその深化・広域化の進展とともに、人々のあいだの労働およびその生産物の提供と享受の関係が連鎖状およびネットワーク状にひろがった社会段階へと展開していきました。そうした中で、労働が人々の個々の生活を成り立たせ支えているだけでなく、社会全体を成り立たせ支えているという事実が、人々に体験的に認識されるようになっていったといえます。すなわち労働の社会的な価値にたいする認識がひろがっていった。

そのことは労働にたいする価値認識の社会化といえます。それはそれまでの支配的な価値観だった血筋・家格の価値観を浸食せずにはいなかった。すなわち価値認識・価値観の転換が進行した。

そのような歴史過程で、経済思想において労働価値論があらわれました。ヨーロッパでの代表例は１７世紀のウイリアム・ペティー、１８世紀のアダム・スミスでしょう。それらとほぼ同時期に日本でも石田梅岩や安藤昌益の社会経済思想に労働価値論がはっきりと表明されました。

ヨーロッパでは経済思想にやや遅れつつ併行して、前述したロックなど民主政治思想家たちが労働の社会的な価値にたいする認識をベースにもった政治思想を提示しました。ちなみに古代ギリシャの民主政治思想と近代民主政治思想の最大の相違点は、後者がそのベースに労働の社会的な価値にたいする認識があったこと、前者はそれがなかったことでしょう。

彼ら近代民主政治思想家たちは圧倒的多数を占める労働する人々にたいして、社会における主体的な存在としてみとめ、それゆえ世襲身分制における血筋・家格の価値観とそれに支えられた政治体制・社会体制と訣別し、人々が平等かつ主体的に参画する政治体制・社会体制を構想しました。そしてその彼方に人民自治を志向・展望したといえます。

自治の対象は何か

近代世界は血筋・家格の価値観から労働の社会的価値を重視する価値観への転換によってはじまったわけですが、そのことと表裏の関係で、もうひとつの重大な転換があった。それは社会体系の再編の仕方の転換でした。（＊「世の中のしくみ」「社会構造」などの言い方もありますが、全体的な成り立ちに力点をおいて「社会体系」という言葉をつかうこととします。）

社会体系のもっともベースにあるのは人間の世代継承（親、子、孫・・・というつながり）ですが、その上にきわめて多岐・多様な活動の関係がひろがっている。あるいは視点をかえると、世代継承を下からささえる仕組み、すなわち人類および個の存在と存続をささえる仕組みとして、多岐・多様な社会関係が設けられている。この多岐・多様な関係群のほとんどは、人々の生活基盤である労働（業種・職種といった大きなくくりでみた労働もふくめて）のつながりです。

人類はながらく農耕を主基盤とした自給度の高い生活をしてきました。そこでは土地と人民をセットで領有する政治経済体制が一般的でした。そこでの社会体系は比較的単純で、かつ変化のすくないものだったので、世襲権力による硬直した政治体制でも概ね対応できていたと言えるでしょう。

しかし貨幣市場経済が深化・広域化した国・地域では、業種・職種が飛躍的に多種・多様化していった。それにともなって社会体系の変動要因（需要と供給の関係の攪乱要因など）が増大し、かつ複雑化した。したがって人々の生活基盤を変動的かつ不安定なものにしていった。そして人々のあいだで生活基盤が崩壊する事態に見舞われるというケースの発生頻度がたかまった。

こうして社会はその体系の適切な修正・再編を不断に必要とする歴史段階をむかえました。そこでは、社会の各現場（生産現場、生活現場など）からの情報発信を不断に積極的にとりこむ方式でなければ、適切な修正・再編にはなりえなかった。したがって、もっぱら上からの命令によって社会を運営してきた世襲身分制の政治体制では対応できないことがしばしばであり、したがってこの旧体制は人々に否定されることになった。こうした歴史状況によって市民革命がひきおこされ、近代世界の幕明けとなった。人々は近代民主政治を誕生させ、その代表者によって構成する議会を誕生させた。

議会の主任務は立法でした。ただしそれまでの上からの命令形態の法ではなく、人民大衆サイドからの認識と意思にもとづいた法の制定でした。そうした法制定によって社会体系の修

正・再編がおこなわれることになったのです。それはまさに人民自治による社会運営への道の端緒をなすものでした。

さきほど労働にたいする価値認識は家族や基礎的共同体において超歴史的にあっただろうと言いました。共同体における共同活動の内容は労働の提供と編成がほとんどです。そうした活動内容と対をなして労働にたいする価値認識があったと言えます。

同様に自治としての民主政治においても、その思想的ベースである労働にたいする価値認識と対をなして、自治の活動がある。その内容は労働の提供と、労働を適切に編成していくことにあると言えるでしょう。すなわち民主政治の任務である社会体系の修正・再編の内容は、労働の編成にかかわっていると見ることができます。それがすべてではないけれども、民主政治の内容のほとんど（またはすべて）は直接・間接に労働の編成がかかわっていることは確かなことです。大衆サイドから発信される情報の多くは利害関係の姿をとりますが、そのほぼすべてが労働の関係にかかわることです。

なお、労働の重要性に焦点をあてると、それとの対照でお金・貨幣（資本という形態もふくめて）の威力および強大さが意識にのぼります。しかし貨幣は、労働とその生産物の社会的な配置・編成をすすめる媒介機能として生じています。つまり貨幣は、労働の社会的なありようを決める仕組の一環をなす手段として存在し機能しています。労働および労働生産物あっての貨幣・お金です。労働および労働生産物の価値を代理表現しているゆえに力をもっています。

こうして労働の価値認識の社会化とともに、労働を主内容とする社会体系の新たな再編方式が開始されました。大衆サイドから発信される情報を汲んだ法の制定、そのための議会の設立によって。

この社会運営方法の転換はまさに人類史上の大転換でした。

現代社会においても、社会体系の主内容は人々の労働の関係です。近代社会への転換過程で労働の社会的な価値にたいする価値認識の共有が必要とされた状況は、基本的に現代社会でも変わりありません。むしろあらためてそれに焦点をあてることが求められている状況にあります。労働の社会的な価値の再確認と、労働の適切な編成・再編のあり方が問われています。格差社会化の問題や移民をめぐる政治の混迷はその一部を表わしています。

ところで、ここまで「社会は体系的に形成されている」とのべ、「体系」とか「体系的」という用語を多用してきましたが、社会を体系的なものだというと、上からの統制色のつよい社会をイメージする人が少なくないかも知れない。自由であること、主体的であることを制約される社会ではないか、と。

しかしいかなる社会も体系的である他はありません。体系性をうしなったとき、それは社会

の崩壊を意味する。なぜなら、人はみな明日もまた存在・生存できるよう活動していますが、それらの活動の社会的相互関係も明日の存在のために整合的な関係でなければならない。つまり社会は再生構造としてなければならず、たとえば 生産―流通―消費 の循環構造などに象徴されるような仕組みを重層的かつ多岐にわたって組み上げた体系である他はないからです。

人々の自由や主体性が発揮されるか否かは、社会体系の有無ではなく、存在の継続条件をはじめとする社会体系の内容にかかっている。したがって、よりよい社会体系づくりに適合した政治体制がもとめられ、そのために近代民主政治体制が創造され、現代社会もなおその発展途上にあります。

人々の活動の自由度がたかく、かつ主体性がよりよく発揮できるような社会にするには、有機的・合理的な社会体系をきずく必要があります。そこには継続的な努力、試行錯誤が必要でしょう。そのような政治過程を、国民主権体制の確立された段階を前提にして、次に概観してみることにします。

自治の循環過程

国民主権の民主政治、または人民自治・国民自治は、基本的人権のうちの参政権をなす権利・活動を主たるベースにして広く展開され形成されます。展開の基軸は、社会のほとんどの団体において意思決定過程が基軸であるように、国家においても国家意思の決定過程が基軸をなします。国民主権国家においてそれは一人ひとりの国民からはじまる民意がもとになります。

国政において民意とは、その多岐多彩な内容を一般化していえば、国家社会について、その実情にたいする国民の認識・評価と、今後の進むべき方向についての志向・意思である、と言えましょう。この民意のありようは、個々の国民の段階ではきわめて多様に分布しており、いわば混沌とした状態です。それを最終的には種々の社会領域における課題に対応した数々の法律として策定・制定することになります。国家意思のほとんどは法律という形態をとります。（＊ 国家意思は法律だけではありませんが、ほとんどは法律としてあらわれます。国家予算の策定・決定はどうだろうか。これも国家意思の決定にあたると見る向きも多いでしょう。たしかに予算の決定も国家意思のあらわれですが、それは多くの関係法律の規定にしたがったものであり、したがって予算の策定・決定は基本的には法律の執行過程に属しています。したがって予算は国家意思というより準国家意思、あるいは「展開された国家意思」「国家意思の展開」というのが妥当なところではないだろうか。）

さて多様に分布した民意を最終的に法律に制定するには、民意の整理・集約過程がなければ

ならない。それは大きくは二つの過程からなります。

第一の過程は国政選挙を最終ルートとした過程であり、個々の国民の段階での多様な民意を幾通りかに集約する過程です。すなわち、個別分散状態の民意を、共通した内容・方向性をもった民意ごとに整理し束ねること（グルーピング）です。その直接的かつ具体的な経緯としては、政党・候補者からこもごも提起された基本方針・基本政策およびそれをより具体化した方針・政策などをぶつけあい論議されるなかで、選挙で選択・投票することを通して、それらを軸として民意が幾通りかに糾合される、という展開をとります。

（＊「民意の集約」という言い方が、国政選挙で第１党が得票の率を大きく上回わる議席を得ることを指して使われています。その実態は議席の水増しであり、議席の不当取得です。かつ他方で民意の大量切捨てがおこなわれている。それを「民意の集約」と称するのはごまかしです。こんな歪曲表現に乗せられてはならない。）

集約された民意は、単に“この指とまれ”で集まったものではない。さきほど国政における民意とは国家社会のありようにかんする人々の認識と意思だと言いました。国家社会がどんな状況にあるか、それは社会のさまざまな領域で生活している人々の実体験においてもっともよく認識・把握されている。これは基本的事実であり、かつ重い事実です。したがってあるべき方向や、そこに向かうための方策も、この民意のなかに存在すると断定できよう。したがって民意によく学び汲みとることが決定的に重要です。

各政党（そのそれぞれが国家社会形成の方向を共有する有志の集まり）も各候補者も、それぞれが人民総体の一部をなす存在です。そのような自覚をしっかりもって方針・政策の策定にあたるならば、民意にまなび民意をくみ取る活動が積極的にすすめられます。そうやって立てられた方針・政策は人々の生活に根ざし、民意としての内実をもったものになります。そうであればこそ民意をひろく結集する糾合力をもち、そして実効性・影響力を発揮することになります。逆にいえば、人々の生活実態・生活体験に根ざさない浮いた方針・政策は、糾合力も実効性ももちません。たとえ一時的に糾合力をもってもあだ花におわります。

第二の過程。選挙によって選任された国会議員によって構成（再構成）された国会に、いまのべた選挙をとおして幾通りかに集約された民意が、議員自身およびその政党が媒体または荷ない手となってもちこまれます。また選挙以外のルートからも国会への民意のもちこみがあります。選挙ルートの民意が総合的・総体的なものであるのにたいし、後者は個別の課題に特化した民意がほとんどです。それぞれの国会議員・政党はそれら両ルートの民意をにないつつ国会活動をします。

もちこまれた民意は立法案件という課題設定のもとで相互につきあわせされます。まずは状

況認識のつきあわせがあり、課題の明確化、課題達成のための方策の検討、対象領域と他の領域との整合性の検討、等々について審議されます。その中から一つまたは複数の法律案が策定されます。そして対立のなかでの択一によって、または歩み寄りによる一本化によって、あるいは対立の止揚による新たな法案の策定によって、最終的に法律として決定・制定されます。

さて、第一と第二の過程を経て制定された国家意思：法律は、施行され、執行・実行されていく。すなわち行政を経由して、また司法を経由して、そして何より直接に個々の国民それぞれの生活において、また企業など種々の団体の活動において。その結果として国家社会が大なり小なり再編され、人々をとりまく社会状況が変わります。そうした法律の作用による状況変化のほか、他のさまざまな要因による状況の変化も大なり小なりたえずおきています。

そのようにして新たに変わった社会状況を受けて、人々のあいだの認識や志向にも変化が生じます。もちろんかねてからの認識・志向がより確固たるものになるといった変化もふくまれます。そうした種々の変化が次の国政選挙による民意集約に影響していきます。すなわち個々の国民を始源とする国家意思：法律の制定過程の新たな第一過程が、人々の日常の様々な活動のなかで、すでに始動しています。

こうして壮大な循環が進行しています。すなわち、

① 国政選挙を主たるルートにした民意の集約（グルーピング）

→ ② 幾通りかに集約された民意が国会でつき合わされ、検討・評価され、
最終的に一本化され法律（国家意思）として制定

→ ③ 国民生活・行政・司法における法律の利用・執行‥‥社会再編～新たな社会状況

→ ④ 人々によるその体験と、観察・評価

→ ①’ 新たな民意の集約 → ②’ → ③’ → ④’ → ・・・

という循環的な政治過程が進行します。これは国民総がかりの「プラン・ドゥ・シー（計画・実行・見直し）」のくりかえしです。こういう循環が人々の自覚的・目的意識的な活動・行動によって推進されるとき、人民自治の政治といえるレベルに達したことを意味します。

ここまで「自治の循環過程」としてのべてきたことは“あるべき論”ではありますが、そうなっていて当たり前のことでもあります。そのためには意思決定過程の課題を達成することが決定的に重要です。すなわち立法過程（国家意思の形成・制定の過程）の第一の過程において、選挙制度を民意をしっかり反映できる制度にすること、第二の過程において、国会を名実ともに立法府としてしっかり機能させることです。

いずれも現憲法のもとで十分になしうることであり、すでにこれまでに達成されていたとしても何の不思議もなかったレベルです。

現実にはそうはなりませんでした。なぜだったのか。

何が民主政治の進展を阻んできたのか ―― （ａ）立法府の機能不全

国家意思の形成・制定（そのほとんどは立法）の第一の過程において選挙制度が民意をよく反映するものではなかったことは、選挙制度の改革を要する原因そのものです。

ここで取り上げるのは第二の過程の問題点であり、国会が立法府としてほとんど機能してこなかったことです。

その主原因は、内閣による国会への法案の提出という方式が、現憲法のもとで明白な違憲であるにもかかわらず、現憲法制定の直後に制定された内閣法に規定され、それによって戦前からの官僚立法体制を継続させてしまったことです。その結果、制定される法律のほとんどが、民意と無縁に行政機構内で策定されたもので占められてきた。

国会にもちこまれた民意のほとんどが立ち消えになる構造になったのです。幾通りかにまとめられた民意から法制定にいたる間が途切れて、官僚立法のルートにのっとられている。多くの有権者が自分の１票が政治につながっていないという思いをもつのは、この構造が基本的な原因としてあります。かつ民意の荷い手である議員・政党の活動がまっとうされず、それらの存在意義を決定的に低下させています。こうして民意による立法過程の第二の過程がほとんど空洞化し、国民総がかりの プラン・ドゥ・シー の循環過程は機能不全の状態にある。

このように、国家意思の形成・制定過程の第一の過程において選挙制度を民意をよく反映するものにするとともに、第二の過程において官僚立法体制という宿弊を除去することが必須のこととしてあります。当案は前者が対象ですが、後者についても重要な課題と認識しています。

民意による国家意思の形成・制定過程を現実のものにし、人々の目に見えるように機能させるようにできれば、他の二系統の国家機構、すなわち行政と司法ですが、いずれも法律にしたがって活動するので、民意によってコントロールされるという結果になります。さらに民間活動も国民主権の民主的な制定過程をとった法律をもちいた活動となります。

なお行政領域から立法府・国会への情報フィードバックが必要ですが、これまでは官僚立法体制という反民主的なルートのなかでそれがなされていた。そこでは行政サイド・官僚サイドに都合のよい法制定がなされ、民主政治の推進に必要な的確な行政情報が立法に反映される構造になっていなかった。しかし官僚立法体制を解体することによって、行政活動そのもののレベルアップとともに、よりよい立法のための情報フィードバックの方法を用意できることになります。

こうして国家意思の形成・制定過程（立法過程）の改革を軸にした改革によって、国民主権の民主政治：人民自治の循環過程が適切・円滑に進行するでしょう。しかも人々の納得感を得つつ。もし納得できない、承服できない、という人たちがあれば、と言うより常に少なからずあるわけですが、そうした民意を上記の循環過程①～②の国家意思の形成・制定過程に、新たに載せていくということになります。

何が民主政治の進展を阻んできたのか ―― （b）戦後の空洞民主主義思想

官僚立法体制の存在を可能にしてきた内閣の法案提出制度は、現憲法のもとでは明白な違憲ですが、なぜこの違憲状態が不問にされてきたのだろうか。国会でこの違憲問題は、内閣法・国会法の制定時の帝国議会と現憲法下の初期の国会をのぞくと、その後はほとんど問題にされてこなかった。言論界や学界でも、一部の憲法学者をのぞいて、ほとんど問題にしてこなかった。そこには戦後日本の政治思潮における病根を見なければならない。

いわゆる戦後民主主義においては、「進歩的知識人」と称され民主主義推進のリーダーとされた論者たち（言論界および学界における）のあいだに、民主政治のレベルアップは人々の知的水準の向上にかかっている、という認識が顕著にみられた。この認識は常識的かつ正しいことのように見えた。しかしそれらの論者の中には人を知的レベルでランクづけし差別視する傾向がつよく見られ、あわせて労働の価値にたいする認識の希薄・欠落が目立った。しかも影響力の大きかった論者のなかにそれらが顕著でした。

この（１）項では、近代民主政治思想のベースに労働の社会的な価値にたいする認識があることをくりかえしのべてきました。身分や貧富などにかかわりなくすべての人を社会形成の主体として認める近代民主政治思想が生まれたのは、その時代背景に貨幣市場経済の広域化・深化にともなう労働にたいする価値認識の社会化があってのことだった。労働が人々の生活をささえ社会を成立させている。それゆえ圧倒的多数を占める労働する人々のあいだに、社会の主体的存在という自覚がうまれ、他方では労働に従事しない人々の中にも労働する人々への敬意と共感をもつ者があって、双方があいまって民主政治思想が形成されひろがった。そのもっとも鮮明なかつ真正面からの表明がフランス革命直前のシィエスの『第三身分とは何か』だったといえよう。

知的エリート主義に浸った進歩的知識人たちのほとんどは欧米の思想・理論をこの上なく有り難がる人たちだったが、にもかかわらず民主主義思想にかんしては、その根幹に労働の社会的な価値にたいする認識があることについて、理解していなかった。彼らの民主主義は根幹部

分が空洞になった空洞民主主義だったのです。

労働にたいする価値認識を欠いたところでは、民主主義は社会の自治としてはとらえられない。自治によって社会を運営するというのは、前述したように、その内容のほとんどは人々の労働のあり方（労働相互のつながり具合など有機的な体系の編成）を決めていくことです。労働にたいする価値認識が希薄であっては自治は理解できない。したがって民主主義が人民自治であることを理解できない。そのため、指導・被指導関係で民主主義を理解してしまう。そして知的にすぐれた指導者の選任が民主主義の主目的とされ、それに対応して、すぐれた指導者を判断・選別するに足る大衆サイドの知的レベルの向上が主たる課題にされる。民主主義にたいするそんな認識構造は名望家民主主義におけるそれだが、それよりもっとひどい状態をきたす危険性すらもっている。

知的レベルを重視する認識構造にあっては、選挙で選ばれる政治家でなくても、“選りすぐりの知的エリートである官僚”が立法過程をになうのであれば、本質的には不都合はないことになる。そして“知的水準のひくい有権者たちに選挙された政治家”よりも、“選りすぐりの知的エリートである官僚”にまかせた方がむしろ賢明なやり方だ、ということにもなる。そんな認識によって官僚立法状況という違憲状態が容認されてきたと言えよう。

そのような政治認識は名望家民主主義にすら及ばないどころか、そもそも民主主義とは言えない代物になっている。労働にたいする価値認識を欠いた空洞民主主義思想と知的水準重視が重なったとき、そうならざるを得ない。

逆に、民主主義思想や民主政治制度について知識がない人でも、あるいは教育をあまり受けていない人でも、労働の社会的価値をしっかり認識している人は、実質として民主主義者であることが多いといえよう。

近代日本の民主政治と反民主政治

戦後民主主義において存在した大衆蔑視の知的エリート主義の思潮に焦点をあてるならば、さかのぼって近代日本の歴史過程に瓜ふたつの思潮があったことに気づかされます。二つの時期があります。一つは明治前半の自由民権運動にたいする抑圧・弾圧において、もう一つは昭和前期（昭和初期から敗戦まで）です。それが戦後にも現われたということです。そして現代にも及んでいます。

近代日本の出発は、ヨーロッパの市民革命におけると同じく、旧体制（土地と人民をセットで領有する政治経済体制、および世襲身分制社会）の解体からはじまりました。すなわち慶応

３年の大政奉還（幕府解体）、明治２年の版籍奉還（領地・領民の名目的返上）、そして決定的な解体策となった明治４年の廃藩置県（領地・領民制の実質的な解体と、世襲身分制の解体）がなされた。この旧体制の解体はヨーロッパの市民革命以上に徹底したものでした。これら解体過程を主導したのは坂本龍馬に代表される系統ですが、坂本の「船中八策」や横井小楠の「献白」に見られるように、彼らが民主政治体制を志向していたことは明らかです。

この民主政治志向のベースに労働の社会的な価値にたいする認識があっただろうか。この系統が民主政治をしっかり志向していたことから、彼らのあいだにこの価値認識が潜在していたことは確かでしょう。実際に横井と由利公正（坂本の盟友で「五か条の御誓文」の原案起草者）の師弟には明示的に見られます。

大衆サイドではどうだったか。

資本主義社会の前段における貨幣市場経済の深化・広域化の進展状況は、ヨーロッパ諸国のそれよりも日本の江戸後期の方が進行程度は概して高かった可能性があります。生産力の発達程度は別として、市場信用度は日本の方が高かった可能性が大きい。そうした背景のもとで、労働の社会的な価値の認識が大衆的に広がっていたことは間違いない。そのことが血筋・家格の価値観の切り崩しをすすめ、旧体制の徹底的な解体を支えたと言えよう。

廃藩置県によって旧体制の解体がほぼ完了し、いよいよ新国家の建設の段階になりました。ヨーロッパの市民革命では旧体制の解体につづいて民主政治国家づくりへと展開しましたが、このとき旧体制を解体した勢力が続けて民主政治体制づくりを担いました。しかし日本ではこの転換点で明治６年１０月の政変による暗転がありました。

明治６年政変では、維新政府を構成していた有力者たち（倒幕・維新の功労者たち、いわゆる藩閥）が大分裂し、その一方が政府から離脱しました。これについてかつては征韓（対韓関係）をめぐる対立・分裂とされていた。これはいかにも視野のせまい見方だった。この分裂が藩閥横断であったことと政変によって出現し長期にわたった対立構図の内容から見れば、国家建設をめぐる基本路線・基本思想の対立であったことは明らかです。なお政府離脱派のうち武装反乱の道をとった系統の内実はいまだ不鮮明であり、解明課題としてのこってはいるが、いずれにしてもこの系統は政治勢力としては西南戦争をもって消滅しました。

明治６年政変によって岩倉具視と大久保利通を頂点とする政府が誕生しました。これは「有司専制政府」と呼称されるようになる専制政府だった。他方で政府離脱派のなかから板垣退助らによる民選議院設立運動がはじまり、それが自由民権運動のはじまりとなった。この両陣営の対立はその後の日本の民主政治路線と反民主政治路線の対立として昭和前期までの基本的な政治構図となりました。

明治７年１月に板垣らの「民撰議院設立建白」が出されました。それまでにも「五箇条の御誓文」の第一条（広く会議を起こし万機公論に決すべし）をうけて議院設立の議論はあったが、民選による議院の設立を正面切って打ちだしたのはこれが最初ではないだろうか。この建白にはその後の自由民権運動の基本路線となるものがすでに表われています。たとえば次の文章です（「建白」原文の仮名文字はカタカナ）。

「今日我が政府の宜しく以てその目的となすべきは、すなわち民撰議院を立て、我が人民をしてその敢為の気を起し、天下を分任するの義務を弁知し、天下の事に参与し得せしむるにあり。」

ここに見られる志向は民主的な国民国家づくりです。「敢為」とは「（政治にたいする）積極的な活動」といったところでしょう。「天下」とは国家または国家社会。「天下を分任するの義務を弁知」すること、すなわち人民が国家を構成する主体的な成員としての自覚をもった存在となること、さらに人民が「天下のことに参与」すること、すなわち主体的に政治参加することです。これらは民主的な国民国家づくりの志向を明瞭にしめしています。この志向が建白全体の基調であり、そしてその後の自由民権運動がめざした基本方向となっていきました。

自由民権運動は明治１０年代には全国的にひろがり、かつ大衆運動化していった。そして多くの政治結社がつくられ、それは２千社をこえたという（こうした展開は地方議会制の発足がかなり影響しただろう）。運動の主課題として、民選議会の開設とともに、民選議会による憲法制定が目ざされ、それとともに憲法草案づくりがひろく取り組まれました。

有司専制派政府は自由民権運動を抑圧・弾圧しますが、その基礎にあった認識はどういうものだったか。「民撰議院設立建白」には、政府有司およびその周辺の開明派知識人による民選議院時期尚早の主張が引用されています。その中に次の二文があります。

「我民不学無知、未だ開明の域に進まず、故に今日民撰議院を立つる尚まさに早かる可し」

「今にわかに議院を立るは是れ天下の愚を集むるに過ぎざるのみ」

時期尚早の主張の趣旨にはいろいろ違いがありえるが、ここに見られるのは、知的エリート主義に立った大衆蔑視の姿勢です。

このような大衆蔑視と権力による上からの引きまわし体質が合体して、有司専制政府による自由民権運動への弾圧がおこなわれました。そして民選議会による下からの憲法制定という自由民権運動の路線をつぶし、有司専制派によって策定された抑圧的な欽定憲法の制定にいたりました。

有司専制派の基本的路線は二つの側面がありました。一つは日本の資本主義経済化路線であ

り、これは文明開化の主要内容であり、自由民権派が政権をにぎっても変わりなかったところです。もう一つは民主政治の方向への動きにたいして徹底した抑圧・弾圧の体制を敷いた反民主政治路線でした。その実行体制の主力は中央政府直轄の地方行政組織、警察組織、憲兵隊という三つの全国組織の連携体制でした。いずれも内務省指揮下の組織です（憲兵隊は陸軍の組織ではあるが、内務省の指揮下にもあった）。この反民主政治路線のベースには、さきほどの引用文にあるような知的エリート主義と、権力による上からの引きまわし体質がありました。

このような内容と性格をもった権力体制としてそっくりの例があります。２０世紀半ば以降、植民地支配から脱したアジア諸国のなかにいくつかあった開発独裁です（現在まさに進行中の巨大な例もありますが）。日本の有司専制政府は開発独裁の元祖だったといえます。そのあいだに１００年ほどの時間的へだたりがありますが、そのことは植民地支配がもたらした制約作用・停滞作用の大きさ深刻さを示しています。

有司専制政府は産業革命を成功させ、日露戦争の勝利があいまって、日本を世界の資本主義列強の仲間入りさせるのに成功しました。

欽定憲法による帝国議会は強大な天皇権力（その実は有司専制政府の権力）のもとで権限を制約されていたが、自由民権派のながれの政党が衆議院を舞台にして台頭し、有司専制派の一部との合流・融合もあって影響力を強めていきました。そして有司専制派の最後の世代（戊辰戦争に従軍した少年兵世代）が退場したのをうけて、大正期半ばから政党内閣の時代へと転換しました。さらに普通選挙制によって民主的基盤を拡大して政党政治の本格化と定着が展望されました。

しかしこれを潰しにかかったのは、またしても大衆蔑視のエリート主義思想と権力による上からの引きまわし体質で固まった集団でした。すなわち公開任用試験によって登用された学歴エリート・試験エリートの近代官僚世代であり、それはいわば代替わりした有司専制路線の登場だった。おなじく軍幹部層も、サムライ世代から近代的な学歴エリート・試験エリート集団への代替わりがあった。浜口内閣による高給官僚（軍幹部をふくむ）の給与引き下げ政策にこれら文官と武官が連帯して反旗をひるがえし、この政策を潰したのを端緒として、テロと軍部の武力行使をテコにして、文官・武官の一体化した権力体制が形成された。そして国家と国民を極端な帝国主義侵略路線と泥沼の戦争にひきずりこんでいった。そしてアジア諸国に多大な被害をあたえ、かつ日本史上未曽有の国家と国民生活の壊滅状況をもたらしました。

この状況をつくった原因は、文・武の官僚集団がともにもっていた独善的なエリート主義思想と権力による上からの引きまわし体質です。そしてさらにそのベースにあったのは、人々の労働の社会的な価値にたいする認識の欠落であり、そして労働の社会的編成の重要性認識の欠

落であったことは確実です。それが国民一人ひとりが社会の主体であるという事実を見えなくさせ、かつ国民に選任された政治家と政党政治の意義を見えなくし、それらを否定・排除させた基礎的原因であったと言えます。

戦後日本では、この史上未曽有の悲惨な事態を引き起こした者たちについて、それが当時の日本における“最高の知的エリート集団”であった事実を真正面から見ようとしてこなかった。それどころか、軍部と政党の結託がおこしたことであるとか、基本的な帰趨を決めたのは軍部を熱狂的に支持した大衆の動向だった、といった虚偽の言説がまかりとおった。そういう認識は今でも歴史学者などの口からでてくる。

事実は、この時期の政府閣僚が官僚ＯＢと軍幹部によって占拠されていたことで明らかです。他方では、自由民権運動の弾圧体制として機能した中央直轄の地方行政組織、警察組織、憲兵隊という三つの全国組織の連携体制は、その後も政治運動および地域社会にたいする統制体制および監視・抑圧・弾圧体制として機能しつづけていたのであり、この実行体制が昭和前期には明治前期の自由民権運動にたいする抑圧・弾圧以上の“活躍”をし、権力による上からの引きまわし路線の推進役をはたし、日本社会のすみずみまでコントロール下においていた。それらが客観的に明白な事実であって、戦争への道が政党および大衆サイドから押し進められた道だったかのように言い募るのは、悪質な歴史の改ざんであり、ごまかしでした。

労働と学問

種々の労働の社会的な価値にたいする認識をもつことは、各人が社会をなす主体として互いに認めあうことになります。また労働したくてもできない条件におかれている人々のことも理解できるようになる。

しかしもしこの認識が欠落しているとどうなるか。そのような人に特徴的な性格の代表的なものは二つある。一つは他者の主体性を無視・軽視し、抑圧的・支配的にふるまうこと。もう一つは人のランクづけです。すなわち知的レベル（学歴・学校歴をふくむ）によるランクづけ、勤務先（大企業、中小企業・・）によるランクづけなどです。また職業による差別も生まれます。

労働の社会的な価値にたいする認識の欠落または希薄な傾向は、政治的立場が保守であれ、リベラルであれ、社会主義であれ、見られることです。この傾向が政治勢力や社会状況などの要因と結合したとき、昭和前期の文武官僚のエリート集団のように極度の抑圧社会と泥沼の戦争を引き起こしたり、戦後の進歩的知識人のあいだに見られたように空洞をかかえた偽りの民

主主義思想を生んだり、旧ソ連の支配者たちのように人間性を欠いた偽りの社会主義を生んだりする。

同様に、この認識をしっかりもった人が、政治的立場をこえて保守にもリベラルにも社会主義にもいます。この認識は民主的志向をつよめるので、良質の保守、良質のリベラル、良質の社会主義をつくるベースとなります。

さて、人が労働の社会的な価値を認識するにいたるのは、その人のもともとの感受性によることもあろうし、何らかの実体験にもとづく判断でえられることもあろう。

この認識を得ることについて、それを促進する要因をつくり、また逆に阻害する要因をつくる領域があります。それは学問領域です。学問がどっちの方向に作用するか、それはその社会の現在と未来に重要な影響をもちます。かつ学問自体の質的内容にも重要な作用をします。

学問は何を母体に生まれるかといえば、それはすべての学問において直接間接に労働であると言って過言ではありません。そしてすべての学問において、その成果は直接間接に労働に還元される。こう言うと、極論と思う向きもあるでしょうが、種々の学問の内容を観察すれば、このように一般的に言えることがお分かりいただけよう。たとえば数学はもっとも抽象的で、現実の世界とまったく無縁な論理世界を構成しますが、元をただせば古代の土木工事の測量活動などから誕生した学問です。かつ現在も労働の新たな展開に触発されて発展している。

あらゆる学問は労働を母体または契機にして生まれている。かつあらゆる労働に学問が潜在し顕在している。

ところで、知的レベルを云々するときの「知」は主として学問知のことですが、労働のなかで生まれる知として経験知がある。学問が労働を土壌・基盤として生まれていること、したがって学問知が労働に由来していることに留意するとき、労働のなかからの経験知は、学問知と同根であり、本質的には区別はなく、ともに学問知であるといえる。したがって、労働のなかでの経験知が実は学問としてすぐれた水準にある例が広範に存在する。逆に労働にたいする価値認識の希薄な（または欠落した）状態の学問知は、空洞をかかえた学問知であり、見かけは高いレベルに見えても、そのほとんどは本質的に学問というに値しないだろう。

民主政治にかかわる学問においてこの空洞をかかえていたならば、学問というに値しないだけでなく、それが社会的・政治的におよぼすマイナス作用は大きなものにならざるをえない。国政の基幹領域において官僚立法という不健康でゆがんだ状況を容認し存続させているのがその実例です。

民主政治に直接関係のない学問領域でも、労働についての価値認識が希薄または欠落しているとき、何らかの社会的弊害を生まずにはいないだろう。社会科学、人文科学、自然科学を問

わず。

たとえば戦後の日本近代史学では、明治維新を絶対王政（絶対主義）の成立とみる学説・歴史観が出されました。これは日本の資本主義社会化を絶対王政が推進したという話しになり、科学性を欠いたほとんどジョークのような学説だったわけですが、しかしこれが近代史学界の支配的な学説となり、さらに社会科学領域などにも、近代日本にたいする理解の骨格として浸透しました。

絶対王政は、それ以前の体制と同じく、基本的に土地と人民をセットで領有する政治経済体制であり、かつ世襲身分制社会であり、封建制の延長体制です。したがって歴史理解において絶対王政体制を措定することは、その支配下の“大多数の遅れた大衆”なる存在をおくことになります。そんな論理構造・認識構造におちいるのは必然です。

こうしてこの歴史観は昭和前期の戦争の道とその激化が、遅れた大衆によって支えられたものだったという認識を生み、前述した進歩的知識人の中に見られたような戦争理解・大衆蔑視とリンクしたのでした。

絶対王政史観を堅持する近代史学者は今ではほとんどいないでしょうが、しかしこの学説をとった歴史学者たち、およびその系統をひく歴史学者たちから、この学説の明快な取消しの表明や反省の表明はありませんでした。あいまいな、あるいは中途半端な言及にとどまり、うやむやにされてきたのが現実です。

他方には、絶対王政史観を骨格にした日本近代史を大学でおそわった学生たち（史学科だけでなく前期課程で幅広い学生が教わった）が、この歴史観をもったまま社会にでて、おそらくその多くが“大多数の遅れた大衆の存在”という誤った認識をもったままになったはずです。悲しいことですが、それは広範な事実として現にあります。学問はそのような弊害をひきおこしており、その罪は大きい。こうした事実に向き合い、反省がなければ前進はない。

学問と教育の世界は種々の労働の社会的な価値に焦点をあて、そこから学問のあり方を見つめ直す必要があります。そのことは一人ひとりが社会にとってかけがえのない主体であることを再確認する契機となるでしょう。民主政治の前進にとって、学問と教育にたずさわる人たちのこの取組みは欠かすことができません。

民主政治の新たな段階へ

近代民主政治をふりかえると、市民革命期が大転換期であり出発点でした。日本では明治維新と自由民権運動期がそれに相当します。

現在市民革命期に匹敵する大きな転換点・節目を迎えていると言えそうです。二つの大きな要因があると言えるでしょう。

市民革命・近代民主政治をもたらしたのは労働の価値認識の社会化でした。しかしその段階でも、そしてその後も長く、価値認識の社会化の進まなかった労働領域があります。それは家事労働、育児労働、介護労働です。そのほとんどは女性が担ってきました。これらの労働の一部が市場労働化してきたことを契機にして、ようやく本来もっていた社会的意義が認められつつある。これらの労働は人間社会の成立・存続にとってもっとも基本的・不可欠の労働だった。かつ社会全体の労働量の中でも大きな量を占めてきた。それの価値が社会的に広く深く認識されていくことは、民主政治の歴史にきわめて大きな変革期、きわめて意義ある前進をもたらさずにはいないだろう。

第二の要因は先端医学・情報科学・人工知能（ＡＩ）・ロボット工学など科学技術のさらなる発展です。これをバラ色にみるか灰色にみるかにかかわらず、その影響の大きさは否定できない。これらをよい方向で活用できるか、それに失敗するか、重大な分岐点をむかえることになる。そこには人権や倫理の領域で新たな課題が発生しつつあり、しっかり腰を据えた取り組みが求められる。これら一連の問題では、労働の社会的な価値についての認識を深める課題がふかく関係してきます。

民主政治の新たな発展段階にすすむことは、それによってどんな役割を果せることになるのだろうか、また果たすべきだろうか。

そのことをもっとも包括的にいえば、一人ひとりの国民の幸福と、世界の平和、これに尽きるでしょう。超ミクロと超マクロの目的が同居しているわけですが、これらは過去から持ち越されてきたお馴染みの課題です。つまり新たな次元の課題に向かうことと併せて、過去からの宿題の解決にあたらねばならない。とはいえ解決能力は高まります。

人々の幸福を阻害する社会的要因として様々な形であらわれる差別や対立があること、戦争の要因もまた種々の差別や対立であること、それらの基礎的な要因に留意するとき、それらをともに解消していくために有効なことは、国民主権レベルの民主政治を進展させていくことです。そのことが世界の各国の共通課題としてあることがあらためて確認されると思います。

そうすると、この共通課題の中の必須の重要な課題として、あらためて選挙制度の重要性が世界的なひろがりにおいて確認されると思います。そして選挙制度の改革について、民主政治を基礎次元からとらえ直しつつ、取組む必要があると思います。

（2）参議院が重視すべき基盤

近代民主政治の思想についてそのベースにあるものと現代的な課題についてのべてきました。近代民主政治は社会体系の適切ですみやかな再編という必要がうみだしたものであり、そのために議会を創設し、国家レベルでの人民自治への模索の道のりがあったわけです。

しかしその過程であまり重視されなくなったことが二点あると思います。一つは、近代前と近現代をこえた超歴史的な共有遺産というべき社会観・政治観（たとえば東洋思想における）があるはずですが、それへの関心がうすれ活用されなくなったこと。二つめは、社会体系の大枠・外枠からの観点・視点による社会・政治へのアプローチがもっぱら用いられ、一人ひとりの個の視点から社会・政治をとらえ直すアプローチがあまり活かされなかったことです。

これらの問題を衆議院・参議院とのかかわりで見れば、第一の超歴史的な存在価値をもった社会観・政治観の活用については、衆・参のいずれにもかかわる課題と言えるでしょう。第二の個の視点から社会・政治をとらえ直すアプローチについては、参議院にとくにかかわる問題だと思われます。

人がどのように活動するかを判断し決めようとするとき、活動の領域・対象にたいして、その大枠・外枠の側に立って見ていく大局的アプローチと、自分自身を起点に見ていくアプローチと、対照的な二つのアプローチをとります。いわゆる鳥の目と虫の目、この二つの目を交互にはたらかせる方法です。これは人間活動にとって不可欠の基本的な方法論と言えます。これによって人はその活動を有効なものにするよう自己コントロールをはかってきたと言えます。

この二つのアプローチは、政治への対し方でも同様です。二方向からの目がともに活かされねばならない。

近代民主政治は人民自治に向かって試行錯誤を経ていますが、人民自治とは社会ぐるみのいわば壮大な自己コントロールです。これを達成するには人々の二つのアプローチをともに活かす必要があろう。しかし民主政治体制はこれまでのところ二つのうち大局的なアプローチに対応した仕組みしかそなわっていなかったのではないか。個人（個）の視点からのアプローチを積極的に活かす仕組みはそなわっていなかったのではないか。

議会制度による意思決定過程を軸にした民主政治は、社会体系の不断の再編成をおこなうわけですが、事の性質上大局的アプローチによる対応の仕方になりがちです。政党や行政官庁などがそうした方法を得意とすると言えます。しかし社会体系の作用の受け手は、多くは一人ひ

とりの国民・人民です。そこがもっとも大きな影響を受ける。したがって社会体系の現状に対する評価と、今後の望ましいあり方についての方向性・具体策を明らかにするには、一人ひとりの個の視点から発する民意を汲み上げることが必須のことです。そのようなルートを意思決定過程にしっかり組む必要があります。

いまの意見にたいしては、「そのようなルートとはまさに選挙制度であり、それによって民意が汲み上げられる仕組みになっているではないか」という反論があるでしょう。しかしそこでの民意の主たる媒体はこれまで政党（政党候補者）でした。それはそれで必要不可欠ですが、そこでは大局的アプローチによる民意の形成・結集が大部分です。個の視点に立って社会・政治をとらえ直すことで生まれる民意は脇におかれがちな構造です。

そのように見るとき、参議院の存在と意義について、あらためて焦点があてられることになるでしょう。参議院は「良識の府」といわれてきました。その意味は、政党や政権の立場から距離をおいた位置に立って判断し行動する院、ということでした。すなわち議員その人の思想・信条・識見に立った判断・行動が重視される院であることでした。そうであれば、参議院選挙の候補者・参議院議員は、人々の個の視点から生まれる民意を汲み上げる媒体として適任のはずです。

しかし現実には参議院も衆議院同様に政党化し、そのような媒体とは言えない状態がながく続いてきました。この状況を反省し、あらためて「良識の府」としての参議院の意義づけを明確にすべきと思います。

人々の社会・政治へのアプローチが二方向あること、したがって同一人物が性格を異にする二つの民意の発生源であること、この事実をあらためて確認する必要があります。二種の民意のいずれも議会制民主政治の存立基盤をなします。うち大局的なアプローチによる民意は政党選択選挙とそれを通した政権選択選挙で形成される院である衆議院の拠って立つ基盤です。他方の個の視点から社会・政治をとらえ直すことによる民意は参議院の拠って立つ基盤とするべきと考えます。

２　日本型二院制試案

一般に社会のほとんどの団体において、意思決定をする部門あるいはメンバーがその団体の中の最高の位置におかれています。国家においては、法律を主とする国家意思の決定機関は国

会であり、したがって国会は国権の最高機関として位置づけられています。

国家意思をよりよく形成・制定していくためには、広い視野に立ち、深く本質的な見極めをする調査・審議の過程がなければならない。そのためには一院制よりも二院制をとるのが賢明だろう。

ではどのような二院制をとるべきだろうか。現憲法の規定する二院制は、衆議院・参議院ともに国民の直接選挙で構成されるところに最大の特徴があります。すなわち両院とも国民一人ひとりから発する民意を基盤に成立している。この共通性の上にそれぞれの院が独自性をもち、それらをうまくかみあわせて二院制の長所を活かさねばならない。

そのような志向のもとで日本型二院制というべきあり方を試案として提起いたします。

（1） 「良識の府」参議院の再生・前進を

一院制をとっている国の議会、および二院制の第一院（下院）では、ほとんどの国で政党を民意の主たる媒体として政党選択選挙で議員が選択され、かつ（とくに議院内閣制の国では）そのことを通して政権選択がおこなわれていると言えるでしょう。

これにたいし二院制の第二院（上院）にかんしては、いくつかのパターンにくくれるものの、基本的に個々まちまちのありようをしていると言うべきでしょう。したがって各国の二院制の違い・特徴をみようとするとき、それは第二院（上院）の特徴からくる二院制の違い・特徴を見るということになるでしょう。

そうした中で日本の第二院（上院）である参議院は、「良識の府」という意義づけでその特徴をあらわすのが一般的でした。日本の二院制のあり方を考えるとき、まずそれがとっかかりになると思います。

「良識の府・参議院」のそもそも

参議院はその発足後の間もないころから「良識の府」と言われました。そこには衆・参の性格づけとして次のような認識がありました。

◇ 衆議院は政党単位の競合・対抗の場、および与野党対決の場である。

◇ 参議院は政党や政権の立場に立つことを抑制し、議員その人の思想・信条・識見に立った活動を基本とする場である。

こういう認識において参議院には「良識の府」という評言があてられたと言えます。

もちろん参議院議員だけでなく衆議院議員もそれぞれの思想・信条・識見はあるわけですが、しかし衆議院議員の場合は自己の属する政党の理念、基本的な状況認識や政策などと一体化されている、または大きく重なりあっているといえます。参議院議員はそういう重なり合いがまったくないか、あっても自己固有のものの方を重視・優先してよしとする考え方だったといえるでしょう。

初期の参議院は実際に「良識の府」という評言にかなう歩みをし、そしてそういう評価をえていました。しかし次第に政党化と与野党対決の構造化が進行していきました。しかも、そういう傾向を打ち固めるかのように、１９８２年に、それまでの参議院選挙全国区の改革において、政党選択選挙である比例代表制が導入されました。こうして参議院の政党化は決定的になり「衆議院のカーボンコピー」と揶揄される状態がつづき、「良識の府」という意義づけは死に瀕してきました。

参議院は「良識の府」という意義の有用性を再確認し、その役割を再建すべきです。それによって新たな両院関係をきずく必要があります。そのように言うのは、昔は良かった、と懐古趣味で言うのではありません。民主政治の原理的な次元と、現代社会の要請という面と、二つの積極的な意味があります。

民主政治の原理的な次元で見る

民主政治の原理的な次元として言えるのは、人々の政治へのアプローチの二面性です。ひとつは社会・国家の全体的なしくみという大局的な観点からのアプローチがあります。もう一つは、国民一人ひとりの個の立場から社会・国家をとらえ直すというアプローチの仕方があります。この二つのアプローチの仕方を二院制で表現することの意義があります。前者のアプローチは衆議院が、後者を参議院が受け持つという二院制のあり方です。

「良識の府」という参議院の意義づけをより本質的にとらえれば、たえず個の視点にたちもどって社会・政治をとらえなおし、そこから課題を見いだし、為すべき政策を策定・決定していく、ということだと言えるでしょう。

現代社会の要請において見る

現代社会の要請として言えるのは、人権領域において、次々に新しい事態が発生しています。それはとくに情報化の進展と、生命科学・医療領域での技術革新による情況変化が顕著です。

これらは新たな倫理問題・人権問題を発生させており、それは今後さらに増大するでしょう。

またロボット技術・人工知能技術の発展と導入分野の拡大も顕著な傾向であり、労働のあり方に多大な影響をあたえ、ひいては人々の生きがいや自己実現といった次元においてさまざまな課題を発生させつつあるでしょう。

それらの情況変化にたいし、個の次元からの政治へのアプローチがあらためて重要になり、そこに良識の府としての参議院が見直されるべき意味があります。

いまのべた現代社会の要請というのは、どちらかといえば近未来の問題という観があり、本格化するのはこれからです。それにたいしヨーロッパとアメリカで今まさに燃えさかっている問題として移民問題があります。この問題は社会体系の編成にかかわる側面も大きいが、より基本的には人権問題であり、政権の選択・争奪という次元からは距離をおくべき問題です。それがそうなっていないために、必要以上に政治的対立をきたし、それが火に油を注ぐように社会的な対立・混乱を拡大させ深刻化させている。さらにそれがまた政治に還流して国家主義の台頭を呼んでいる。

他に性的マイノリティ問題も政権争いの次元でとりあげられて対立が不必要に拡大している。

これらから言えるのは、これまでの民主政治システムに個の視点から生まれる民意を汲むルートが乏しいという欠点が、解決を困難にしているということです。

民主政治の原理的な観点においても現代社会の要請という面でも、「良識の府」の方向性は国際的な一般性をもった方向性といえるでしょう。

（２）参議院の議員構成を男女同数に

参議院を良識の府として高めていくためには、人物の選択を主眼として参議院議員を選任する必要があります。そこで問題になるのは、男性議員の占める割合にたいし女性議員の割合がはなはだ低いという現状です。人物の選択によってこういう結果になることはありえません。この状況のままで参議院を良識の府に再建することはできません。とくに国民一人ひとりの個の視点を大切にし、それを活かし代表しようとするとき、女性の豊かな感性を抜きにしてそれはありえないことです。

しかし一朝一夕に男女比率を大きく改善する見通しは立たないでしょう。多様な要因が構造的に固まったことによる状況だからです。

そこで参議院選挙を男女同数の定数枠をもうけた選挙制度にして、最初から男女同数の議員

を選任することが考えられます。

これには反論があるでしょう。とくに憲法上の問題として。たとえば男女の定数枠をもうけることは投票者の選択の自由を制限するものであるという反対意見があるでしょう。また平等の原則に反するという反対論がありえます。男女平等に定数を設けることは、立候補者の立場からすれば、実は男女をこえた次元では平等性を冒すものである、と。

しかしこうした反対論は、ほかならぬ現憲法のもとの既存制度によってすべて崩れてしまうと予想されます。選択の制限は、すでに過去・現在におこなわれてきた選挙区制が、すべて選択の自由を制限する側面をもっているので、それらを踏襲して合憲の判断が立つことになるでしょう。平等論による批判は、たとえば生活保護制度などのもつ論理によって覆えされるでしょう。

いずれにせよ賛成・反対、それぞれの立場から論争がおこなわれることは、そのこと自体が民主政治のあり方を練り上げて質的向上につなげることであり、よいことだと思います。

（３）衆・参の役割分担

衆参両院は共に国会を構成していますが、国会は立法の府であり、両院ともに立法活動が主活動・主任務です。したがって両院の関係は立法過程における関係が主たる関係になります。

立法過程における両院関係は、立法の対象領域について衆・参の相互補完的な合理的な分担関係が考えられます。となれば、次のような分担が必然性をもつと言えます。

（参議院が主として担うべき領域）

参議院が主として担うべき領域および問題としてまず言えることは、政党間で競合・対抗したり与野党間で対決する問題ではなく、議員その人の思想・信条・識見に立った活動によって推進されるべき領域であり問題であると言えます。したがってまず人権問題の領域があり、ついで報道、出版、学問、教育、芸術などの領域でしょう。

また三権のうちの他の二権（行政、司法）とのかかわりという観点があります。それについては参議院は司法との関係がつよいと言えます。司法の関係領域における様々な課題、たとえば裁判員制度のあり方などです。なお、検察・警察については、行政組織ではあるが、その捜査のあり方などについては衆議院より参議院が主として担うべきでしょう。

（衆議院が主として担うべき領域）

衆議院が主として担う領域は、いま参議院についてのべたことから明らかであり、政権政策

に属する政策領域です。すなわち政党間の競合・対抗、および与野党間の対決のなかで決着されるべき課題領域です。当然ながら他の機関（行政と司法）との関係では行政との関係が大です。

以上のように立法活動における衆・参の分担を考えました。

なお党派や与野党対決をこえた課題とされるものがすべて参議院に該当するとは限らない。たとえば年金など社会保障は党派をこえた協議が必要だとよく言われるが、しかし政権政策として争われるべき面もつよくあり、議員その人の思想・信条・識見を基本とした協議の場で固められるべきかどうか、一概には言えないでしょう。

逆に政権政策として争われるものの中に、政党や政権から距離をおいてとりくむべき案件も少なからずあり、したがって参議院にふさわしいと判断されるケースが出てきます。

またかねてから言われてきた意見として、長期の時間軸で判断すべき領域は、任期がながく解散もない参議院がじっくりあたるべきという意見があります。しかし長期の視野に立って検討・判断する姿勢は、任期がどうあれ、解散の有無がどうあれ、政治にあたる者がつねに堅持すべきことであり、衆・参の立場に違いはありません。

各院が主として担う領域を設定し、そのことを基本にしつつも、それで一律に固定化するのでなく、個々の立法案件の発生の都度、どちらの院を主たる院とするのが適切か、大局的かつ柔軟に対処すべきでしょう。そのあたりは経験を重ねるなかで妥当な区分けの仕方が確立されていくでしょう。

（４）衆・参の分担の方法 ―― 先議院と後議院の制度化

衆議院と参議院の役割分担をおこなうための方法としては、先議院・後議院の制度化が有効でしょう。

当該の立法案件について主たる議院とされた院は、先議院となる。他方の議院は後議院となる。「先議の議院」「後議の議院」はすでに国会法（８３条の２、８７条）にあるが、権限あるいは役割規定をともなうものではありません。これを明確な規定をもったものに制度化することとします。

主たる院：先議院、従たる院（チェックの院）：後議院

先議院は、その立法案件を担当する委員会において、現状の調査および現状認識のすりあわ

せにはじまる基礎的な次元から審議をはじめ、関係領域の人々の証言をはじめとする民意をひろく求めつつ、基本方向の決定、基本骨格の決定、詳細規定の決定、条文化という一連の立法過程をになう。その途中でできるだけ多く本会議に中間報告し、院全体から意見を聴取しつつすすめる。

後議院は先議院の決定した法案をうけて、先議院の審議内容をよく吟味し、その成果を継承し、おなじ内容の活動のくりかえしにならぬよう留意し、先議院で不十分であった面に力をそそぎ、もって二院制の長所を活かす。

つまり後議院はチェック役を負う院ということになります。チェック役の院というのは第二院（上院）の役割とするのが国際的に一般的であり、日本でも参議院についてそういう役割が言われてきました。当案ではそれぞれの院が後議院になったとき、つまり主任の院でないとき、チェックの院の立場に立つことになります。

後議院は先議院の決定に同意しがたいときでも、最初から否決することは避け、修正意見を付して返付することとする。

後議院が先議院から再送付（さらには再々送付・・）を受けたとき、依然として賛成しがたいとき、そしてもはや修正・再返付する余地もないときは、否決もやむをえない。憲法に特段の規定のあるケースをのぞき、二院のいずれの議決権も制約されないからです。あとは両院協議会の開催となるか、またはそのまま廃案となる。

（５）政権および与党にたいする抑制作用

衆議院は、先議院・後議院の制度化がなされても、与党と野党の対立の場であることに変りはありません。与党多数の状況も変わらない。そういう条件のもと、参議院における審議・決定が与野党対決の構図から距離をおいて進行するということになれば、衆議院の与党サイドは衆議院の先議案件のうちとくに与野党対決法案について数に物をいわせた行動に走りがちになる、という危惧がありうる。審議を尽くさぬまま採決を強行するとか、あるいは野党サイドの主張をとり入れるのが妥当であることが客観的に明らかであるにもかかわらず、それを頑なに拒んで非妥協的な決定を敢行するとか。

しかしそういう時こそ、政党・政権と距離をおいて判断する議員によって構成された参議院が、良識ある政治運営をリードする時であり、衆議院のあり様を正すべく、適切な議院運営を求める意見を付して返付することとなろう。したがって先議院・後議院制においては、衆議院

多数派の行き過ぎにたいする抑止作用がよりはたらくことになろう。

（6）ねじれ問題の回避

参議院議員は政党・政権から距離をおくのが原則ですが、政党員が参議院議員になることを否定はできない。したがって参議院においていわば“潜在的な与党勢力と野党勢力”が存在しえます。そして潜在野党勢力が多数派をしめた場合、与党勢力が多数をしめる衆議院とのあいだにねじれが発生することになる。

しかし先議院・後議院制によって衆参の役割分担をするなかでは、良識の府としての参議院の活動のあり方が明確になります。したがって参議院がはたすべき政治運営の健全化という作用は、ねじれの有無とは関係なく機能するだろう。またそういう参議院になるように、国民の方も監視の視点が定まっていきます。

国民の監視によって出される評価が参議院議員の選挙における判断に活かされねばならない。したがって参議院議員の選挙が、そのような判断を活かせる制度にする必要があります。

3　参議院選挙制度の基本方向

（1）「良識の府」に適合した選挙制度

参議院について「良識の府」という性格づけについてのべてきました。良識の府を現実のものにするには、必須の要件のひとつとして、それに適合した参議院選挙制度が必要です。どういう選挙制度が妥当でしょうか。

良識の府としての参議院の活動をになう議員の選任において明白なことは、候補者その人の思想・信条・識見、活動実績などが検討・評価の対象になるということであり、すなわち人物の選択が基本であるということです。

人物の選択といっても、人格とかパーソナリティーという次元にとどまるものではありません。国会議員の主任務は立法活動ですから、立法化をめざすどんな政策をもっているのか、そのベースにどんな社会認識や歴史認識をもっているのかが問われます。それらについて、政党という集団ではなく、その人自身のものが問われるということです。かつ有権者の誰もがもつ

個の視点に議員みずからも立って、そこから政治をとらえなおし、政策の策定・決定に臨む、ということが必要なので、有権者ひとりひとりの個の視点に立った認識・意見にたいする感受性・共感能力も問われます。

そのような人物の選択の選挙においては、比例代表制のように政党選択の選挙制であってはならない。ではどんな選挙制度や選挙区が適合的だろうか。

中選挙区制が妥当だろう

衆議院選挙では政党を媒体またはルートにして民意が幾通りかに集約されます。それにたいして参議院選挙では候補者個人を媒体またはルートにして民意が集約されます。ということは参議院への民意の媒体またはルートは、参議院議員の数だけできるということになります。それは確かなことですが、個々の候補者・議員をこえた単位の民意集約はないのだろうか。

人物を選択する選挙とはいえ、候補者を見るとき個々バラバラのまま、百人百様・千人千様のままに見ていくわけではない。人物如何という次元と政策の次元がからみつつ、幾通りかの系統にグルーピングされるのが自然な帰結であろう。

そのように見るとき、それに適合する選挙制度をこれまでの内外の選挙制度のなかから選択するとすれば、かつての衆議院の中選挙区制、すなわち１選挙区の定数３～５議席、あれが適合的ではないだろうか。

あの中選挙区制で経験した致命的な欠陥は、同一選挙区内で同一政党の複数の候補者が立って争うことにともなう弊害でした。しかしあの中選挙区制を参議院に導入しても、参議院が良識の府に再構築される方向に歩むならば、かつての弊害はまぬかれます。たとえ同一選挙区で同一政党の党員が複数立っても、それは人物選択を基本軸にした中での競合であり、候補者それぞれの思想・信条・識見とそれに立った政策が問われます。したがって衆議院とちがって参議院では、政党員の候補者・議員がその政党の方針・政策にそわない行動をとっても、政党制民主政治の迷走・空洞化・崩壊といったことにはつながりません。

大選挙区制の是非

大選挙区制はどうだろうか。大選挙区制は衆議院選挙で戦後１回だけおこなわれました。１選挙区の定数が４～１４議席で、平均９議席でした。連記投票がとられ、４～１０議席では２名連記、１１～１４議席では３名連記でした。この大選挙区制では、上位への票の集中が顕著でした。選挙区の定数があまり多くなると、個々の候補者をじっくり検討することが困難にな

り、上位の候補者に焦点の集中した人気投票の方向にながれるからです。

ブロック単位の選挙区という案もありますが、それはいまのべた大選挙区制と同様な情況になるでしょう。

全国区はどうか。かつての全国区とその後身である現行の比例全国区が経験されています。前者においては次第に業界組織や労働組合（その多くは産業別の連合体）などの組織代表が主流になっていきました。比例全国区になってからはそれらの組織代表が当初から現在まで一貫して主流です。それらの候補者について職能代表という意義づけがされることがありましたが、しかしそれによって国会審議が複眼的な視点で論議され豊かな内容になったかというと、とてもそうは言えませんでした。要は当初から既得権利益の代表として国会に送り込まれるというのが実態でした。したがって個々の国民の段階を始源とする民意の集約過程としての選挙の意義からは外れていました。

男女同数における中選挙区

人物による民意の媒介、および人物のゆるやかな集団化による民意の適度な整理・集約ということ、このふたつの作用をなす意味で、３～５議席ほどの定数の選挙区をもうけるのが適切であろうと思われます。

男女同数の議員を選出する場合、参議院選挙は半数改選制なので、各回の定数が奇数の選挙区では選挙区では２回を通したなかで同数化をはかることになります。

なお男女同数の定数といっても、選挙人が男女に分かれるということではありません。有権者は男女とも、男性候補者へ１票、女性候補者へ１票と、計２票を投じることになります。その意味で男女合計の定数が３～５ということの妥当性は基本的には変わりません。ただ思想や政策の傾向を選択するとき、選択にやや制約が増すであろうことは言えます。そういう意味で、とくに定数３においてはひとつ増やすのがベターといえそうです。そうすると３～５ではなく４～６となります。そうなると各回の選挙で大半の選挙区が男女同数の定数になるので、その意味でもベターでしょう。

参議院選挙の運動の担い手

参議院選挙を人物の選択を基本とした制度にし、中選挙区制にするとき、候補者の擁立と選挙の活動は、どういう人たちによって、どのように、担われることになるでしょうか。

政党の関与はどうなるだろうか。参議院選挙では政党は公認候補者を立てることはひかえ、

推薦にとどめるのが望ましい。とすると、政党の関与する候補者は二通りになるでしょう。第一はその政党の党員を無所属で立てて推薦し支援するケース、第二はその政党にちかい立場の党外の無所属候補者を推薦・支援するケースがあるでしょう。

業界組織や労働組合などは、中選挙区制において独力でみずからの候補者を当選させるのは困難なので、かかわり方に抜本的な変更をせまられます。おそらくかかわりそのものの是非もふくめて。

市民運動領域からは、これまでにない活発なかかわりが生れるでしょう。参議院が主としてになう立法領域は市民運動のかかわる領域が多いからです。したがって個々の選挙区はもちろん、各選挙区を横断した取り組みも生れるでしょう。

参議院選挙の担い手となる人々のあいだで顕著になるであろうことは、政治への参画に積極的な意思はあっても、政党よりもっとゆるやかな連帯の輪において参画したいという人々の参集が顕著になるでしょう。そういうタイプの人が参議院選挙の担い手の主流になるだろうと思われます。そういう人々の参加は市民運動ルートをとることが多いと思われるので、その意味でも参議院選挙における市民運動のはたす役割の増大が予想されます。

（2）参議院の“地域代表性”をどう見るか

定数配分の格差問題に関連した「地域代表」の落し穴

ここでは定数配分にかかわる一票の価値の格差がなぜ許容されてきたのか、そして人口減少地域に相対的に厚い定数配分がどんな結果を生んだか、それらの実相を見ていきたいと思います。

定数配分の選挙区間格差は、衆議院選挙でも参議院選挙でも、二倍を大きくこえる事態がながくつづいてきました。そして主として法曹関係者のあいだから違憲の訴えがだされてきました。しかし一般有権者のあいだからは目立った抗議はありませんでした。それはなぜだったのだろうか。そこには国会議員選挙の選挙区の意味を地域代表を選出するためのものとする理解があり、そのことがまねく落とし穴がありました。

一般に選挙区は地域次元で設けられます。たとえばそこにきびしい対立関係にある宗教・宗派があって、有権者の多くがそれらの信者であり、信者の分布が選挙区によって差があるとします。そんな中で定数配分に明白な選挙区間格差があったならば、定数配分の過少な選挙区からは、多数を占める宗教信者から、宗教差別だという猛烈な抗議がおきるでしょう。

職域ごとに選挙区が設けられたケースでも同様なことがおきます。職域人口にくらべて定数配分の過少な選挙区からは職業差別の抗議がつよくおきるでしょう。

年代別選挙区制をとっている国があるという話がありますが、“定数／年代人口”において明白な格差があれば、過少な年代選挙区からは、年代差別だという抗議がおこるでしょう。

これらの異議・抗議は確実におこります。それは何をものがたっているだろうか。すでにのべたように、有権者のもつ一票には参政権を実現するという大切な価値があり、そしてその価値は定数配分によって大きさが左右されます。したがって、宗教・職業・年代などにおける差別が絡むと大問題になりますが、そんな絡みがない場合でも、選挙区間に人口または有権者数との比において定数配分の明らかな格差があれば、参政権に不平等あり、という異議・抗議が有権者のあいだから必ずおこるはずです。

しかしわが国ではそうではなかった。なぜ抗議が噴出しなかったのだろうか。そこには選挙以前の問題として存在する地域間格差が背景にあり、そのことが関係しています。

選挙区間で定数配分に大きな格差が生まれたのは、大都市圏への人口移動が顕著に進行したなかで、定数配分はほとんどそのままにされたことが主たる原因でした。このため大都市部選挙区への配分がうすく、農山漁村部など人口減少傾向のつよい地域を多くふくむ選挙区への配分は厚い、という状態になりました。

前者にくらべて後者は何かにつけ条件の悪い地域です。その基礎的な原因は経済的条件です。人口の多い地域は市場経済において需要が大きいので民間投資が旺盛であり、それによって就業機会も多くなり、それがさらなる需要をうむという好循環が成立しやすい。それにたいし人口減少地を多くかかえる地域は逆の循環におちいります。こうした基礎的条件の上で、後者は教育・医療・文化・娯楽などの領域で様々な不利な条件が進行します。

こうした状況から次のような認識がうまれます。「そうした不利な地域からは国会議員を相対的に多く出させて、挽回、あるいは条件悪化を食い止める働きをするよう配慮することが必要だ」といった認識・判断です。定数配分のうすい大都市部の有権者から、これといった異議・抗議の声が出ることがなかったのは、こういう寛容さと配慮があったことは否めません。

そうした寛容な配慮とは別のケースとして、「農村など地方の遅れた人たちは、発言力も発信力も劣っているから、国会議員の数を多めにしてあげる必要がある」という差別的かつ誤った認識の人がいるのも事実です。こういう差別的な認識のケースはまったく論外です。これに比べ、不利な条件にある地方への寛容な配慮から定数格差を容認するケースは、好ましい印象を与えます。しかし果たしてそれは正しい対応だっただろうか。

この寛容な配慮の是非は二つの側面から問われます。第一は、民主政治を運営していく上で

の平等の原則という観点、その点では正しい対応ではないことは言うまでもありません。第二は、現実に有効性・実効性をもった配慮といえるのかということです。この問題をかんがえます。

人口減少の顕著な地域を多くふくむ選挙区からは、相対的に多くの国会議員が出されてきました。彼らは選挙民からの熱い激励をうけ、かつ上記のような大都市部などの有権者の寛容な配慮に間接的に支えられました。そんな彼らはどのような議員活動を展開したのだろうか。厚い定数配分は活かされただろうか。

ノーでした。活かされなかったことは、地方の衰退が止まっていない現実が明白に示しています。なぜそうなったのか。

厚い定数配分が活かされなかった第１の理由

地域代表が本来の任務だという意義づけがされてしまうと、議員はそれぞれの地域を代表すればよい、という認識があたりまえになります。そうすると地方の地盤沈下はそういう選挙区の議員が担当する問題だということになります。大都市部の議員は大都市部の問題に注力すればよく、そうしなければならない、ということにもなります。

こうして過疎とそれにともなう諸矛盾も、過密とそれにともなう諸矛盾も、国政上の大問題であるにもかかわらず、各選挙区次元の個別問題に矮小化されてしまいます。

国会議員に地方代表という性格をもたせ正当化することには、そういう落とし穴があります。

もともと地域選挙区であるかぎり、その地域の選挙民や自治体の要望をうけとめることは避けられず、むしろそれは当然の責務です。したがっていいも悪いもなく地方代表の性格は帯びます。しかしそれは個別地方の要求にとどまらせることではない。各地方の声を国政の場に持ち上げる作業の一環でなければ意味をなしません。しかし地方代表という意義づけがされてしまうと、個別地方のための活動にとどまっても、それが正当視されてしまう。そして主任務である国政領域がおろそかになってしまう。

こうして地方の問題に対する国政次元での有効な解決策が打ち出されないままに時が過ぎてしまいます。地方の衰退は国政上の大問題であるにもかかわらず、それとして本腰を入れた取り組みがなされなかったのです。

厚い定数配分が活かされなかった第２の理由

地方の衰退問題が各地方の枠の問題にされてしまうと何が起きるか。そんな中での議員活動

は行政執行過程に埋没した活動におちいり、地域格差の再生産構造に組み込まれてしまいます。

彼らがやってきたことは従来型の補助金行政や公共事業配分のレールの上での地元選挙区への利益誘導活動のくりかえしでした。それは霞が関官庁の官僚たちへのはたらきかけを主とした活動であり、官僚依存の受け身の活動でした。そのことは同時に、地方自主権の強化・確立の方向とは逆方向、霞が関官僚による中央集権体制の維持・固定化に与することに他なりませんでした。

現代の行政官僚による中央集権体制は、その内実に分け入ると、戦前の官僚集団の特権階級体質の一部である利益集団体質が、８０年代後半あたりから復活したと言えるでしょう。つまり官僚集団体質の先祖返りです。それは縦割り行政機構のそれぞれが利益集団となって各業界の既得権ともちつもたれつの関係を築いた体制であり、そこに与党政治家が介在するという関係です。

したがってまたこの体制のもつ宿痾である既得権層を擁護する活動の一環にくみこまれることに他なりませんでした。こうしてずるずると地方の地盤沈下をゆるしてきたのです。

地方の経済基盤の沈下は国政上の大問題です。したがってそれは大都市部選出の議員にとっても重要課題です。衰退地域の多い地方の議員は彼ら自身が横の連帯を組むのはもちろん、大都市部の議員にも問題意識を共有させ、国政上の共有課題としてこぞって当たるべきでした。

本来なすべきことは、地方の強みを活かした日本経済の内需型経済への構造転換であり、そのための政策づくりであり、国会内外での説得活動でした。

併行して地方自治体の自主権を強化・確立して主体的な力を発揮できる条件づくりをすることが必要でした。

そうした国政次元の活動をしなければならないのに、逆に霞が関官庁への依存体質をますます強め、事態打開のための抜本的な政策活動をおこないませんでした。

「人口減少地域の定数を削減するのは、ますます地方の衰退をまねく」といった主張をしつづける議員がいくら大勢いても、地方の挽回が成るどころか、かえって無策状況がつづくだけです。それが経験的に明白な事実です。定数減になる県の有権者は、そういう議員には退いてもらい、議員数は少なくなっても、人々の底力をよびおこす創造的政策と使命感・根性・行動力をもった新たな議員をつくりだすべきです。そして大都市部の議員をまきこんで、国政上の大問題としての地方の衰退、地方経済の地盤沈下の挽回に尽力させるべきです。

第二部　参議院選挙制度案「中選挙区男女同数制」

＊　1～7節のうち第3節以降で制度の具体的な規定〈1〉～〈12〉をのべます。規定文は‘―――’線で上下からはさんでいます。そのあとにつづく文章は補足的な説明文です。

1　制度の思想・考え方

（1）良識の府の再生・前進を

二院制のよりよい前進のために、「良識の府」という参議院の意義にあらためて焦点をあて、かつての意義づけに加えて、民主政治の原理的な次元における意味と、現代社会における要請の観点から、より積極的かつ多面的な意義づけをおこなう。

「良識の府」のもともとの意義

参議院が「良識の府」と語られるときの趣旨は、政党や政権の立場から距離をおき、みずからの思想・信条・識見にもとづいて判断し活動する議員で構成される院であるということにあった。このことの重要性・必要性をあらためて確認する。

衆議院における政党間の競合・対立と政権をめぐる対立は権力争いの性格を帯びており、行き過ぎと逸脱を生みかねない。そのことの防止を主眼として、政党および政権から距離をおいた位置に立つことが参議院に求められた。このことはチェック機能としての第二院という意義づけとほぼ同義だったといえる。

民主政治の原理的な次元でみた意義

「政党や政権から距離をおき、みずからの思想・信条・識見にもとづいた活動」ということの意義を民主政治の原理的な次元においてとらえてみよう。すべての人がおこなっている政治

へのアプローチは、社会・政治の大枠を視野においたアプローチと、個人のサイド・個人の視点からのアプローチがある。政党や政権から距離をおいた立ち位置は、後者の個人の視点から社会・政治をとらえ直しすることに通じている。人々のそうした個人の視点を大切にし、そこから生まれる民意を参議院議員が汲みとり代表する。

現代社会の要請

現代における情報化社会の進展、生命倫理領域と交叉した医療技術の革新、ロボット・人工知能利用の進展、これらの利用領域の拡大と技術進歩は人類未曽有の規模の進行過程をたどっている。これらの新しい条件・状況をとりこんだ社会を、人々の自由と主体性を保障し人間らしさを守り育む条件のものにするためには、社会・政治をたえず個（個人）の視点・感性でとらえ返す作業を必要とする。人々のそのような大切ないとなみを国政領域においては参議院が主たる担い手となり、人々と連帯して対応していく。

以上、政権および政党間の競合・抗争にたいするチェック機能、人々の個の視点による社会・政治のとらえ直しを受け止めた活動、現代における科学技術の急展開にともなう課題（とくに人権領域）への対応、これらのため、参議院選挙は人物の選択を主眼とした選挙にすべきであり、それに適合した選挙制度にする。

（２）男女同数の院に

現在の参議院議員の男女構成は、男性１９２人、女性５０人です。女性議員の割合があまりに低い。この現状は、参議院選挙を人物選択を重視したものにしようとするとき、なおさら不条理・不合理な実態にあると見ざるをえない。

みずからの思想・信条・識見に立った自主的な判断にもとづいて活動する人物を参議院議員に登用するべく、男女ほとんど同数の母集団から２４２人選任したとき、該当する人材として男性からの１９２人にたいし、女性からは５０人しかいなかったということはありえない。

この現状は男性優位・女性差別の社会的な構造・弊習が被選挙権の行使過程において作用していると見ざるをえない。したがって民主政治の平等原則に照らし、かつ憲法の差別禁止の要請に照らし、抜本的な対策を講ずるべき状況にある。

衆議院選挙が政党選択を主眼にした選挙であるのにたいし、参議院選挙は人物選択を主眼とした選挙であるとするとき、議員の男女構成の偏りについて、参議院は衆議院以上に優先的か

つ根本的な解決をはからねばならない。

２　制度の概要

総定数を男女同数の議員数で構成する。

参議院選挙は人物の選択を主眼とし、それに適合した制度として中選挙区制をとる。

総定数を選挙区に配分するにあたっては、中間エリアとしてブロックをもうけ、そこに人口比で定数配分し、さらに各ブロック内で選挙区を区割りし人口比で定数配分する。

選挙区定数は、８、１０、１２議席を標準とする。この定数を男性枠と女性枠に均等に分割する。これにより全国段階とおなじく各選挙区でも男女同数の定数構成となる。

参議院選挙は半数改選なので、各回における選挙区定数（これを以下では「定員」とよぶ）は、４、５、６議席となる。定員が５のような奇数の場合、２回の選挙を通して男女同数とする（→〈４〉参照）。

候補者は、男性候補者と女性候補者が、それぞれの定員枠をめざして立候補する。

有権者は、男女を問わず、投票において男性候補者への１票と女性候補者への１票と計２票を投じる。

当選の決定は、各選挙区において、男性枠、女性枠の定員内に順位をつけ、かつ法定得票数に達した候補者が当選者となる。

当選者が欠けた選挙区では、欠けた員数につき再選挙をおこなう。

３　総定数とその配分

――〈１〉参議院の総定数 ――――――――――――――――――――――――――――――

衆議院と参議院のそれぞれの適切な総定数の割出しが課題としてあることに留意しつつ、参議院の総定数については３２０議席と仮定する。

衆議院と参議院の各総定数の標準比を６対４とする。（＊衆議院は４８０議席と仮定）。

――／

＊総定数の適切な規模＊

衆参各院の総定数の決定は、国会が国の最高意思決定機関として、法案の作成・審議・決定、予算案の審議・決定、立法関係をはじめとする各種の調査活動、これらの任務をはたしていく上で、議員数はどれほどの規模が適切であるか、という観点から議論し決定されねばならない。

国会の主任務は立法活動だから、それが必要定数の主たる判断対象になります。当案は、参議院が主として担うべき立法案件は与野党および政党間の対立から距離をおくべきものにすべき、という考え方に立っています。それらの多くは人権問題、教育、学問、芸術、報道、出版などの領域になろう。

他方の衆議院では政権政策にかかわる立法案件を中心に、政党間で競合する案件を主として担います。

そこで大まかな推測として、衆議院と参議院の必要定数を６対４と立てます。

「衆議院選挙制度案 比例代表中選挙区統合制」では、２００年総選挙から２０１２年総選挙まで連続５回でもちいられた総定数４８０議席を仮の総定数としました。これに連関させ、参議院の総定数を３２０議席と仮定します（衆：参＝６：４）。

――〈2〉男女同数の議員構成

参議院の議員構成を男女同数とする。

これにより男性議員と女性議員ともに１６０議席づつとなる。

――／

＊選挙区が男女に分かれるのではない＊

男女同数の議員を選出するといっても、有権者が男女に分かれた別の選挙区になるわけではありません。有権者は誰もが、男性候補者へ１票、女性候補者へ１票、計２票を投じます。

――〈3〉ブロックの編成

選挙区を編成するための大枠としてブロックを設ける。ブロック編成は衆議院選挙と参議院選挙に共通の編成とする。しかし現段階では適切な編成は明らかではない。したがって当案においては、便宜上、現行衆議院選挙制度の１１ブロックを仮定として用いる。

――／

＊衆議院と参議院に共通のブロック編成＊

国政選挙の中間的な実施単位として、個々の選挙区を越えてブロックを設けるのは妥当なこ

とと言えるでしょう。ブロック制の主要な意義は、個々の選挙区より大きなエリアを視野にもつことで、それが国政という大エリアを視野にもつ媒介作用となることにあると言えます。

現行の衆議院選挙ではブロック制をとっています。参議院にもブロックを設けるとき、国政への媒介エリアとして衆議院と共通したエリアにするのが妥当と言えるでしょう。（なお衆議院のブロック制では、議席の比例配分において、その実施単位を全国単位ではなくブロック単位にしていることは、不公正な配分結果を生んでいるので問題がある）

衆議院の現行エリアが妥当であるかどうか、議論のあるところです。北海道、東北と、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロックは地理的にも経済圏・文化圏としてもわりと自然です。北陸信越は悩ましいですが、他にいい編成はなさそうに思われます。北関東、東京、南関東は大いに再検討の余地がありそうです。

――〈4〉ブロックへの定数配分

総定数を人口比例でブロックに配分する。

各ブロックへの配分計算は、一般的な比例式にもとづいた次の算出式を暫定案とする。

配分定数＝総定数×（ブロック人口／全国人口）

男女同数で配分するので、配分数は偶数でなければならない。そこで各ブロックの算出値の内輪の最大偶数を第１次の配分とし、ついで残りの端数について、その大きなブロックの順に、総定数に達するまで、２議席づつ配分する。

―――／

＊定数配分方式の決定について＊

定数を人口に比例して配分する方式としてはドント方式やアダムズ方式などもあり、検討を要します。基本的な判断としては上記の一般的な比例式にもとづいた配分計算をするのが妥当だろうと思われます。しかし各方式について種々の実データをもちいたシミュレーションによる比較検証をして、総合的に判断するべきでしょう。したがって配分方式の選択・決定は課題として残ります。

＊ブロックへの定数配分の試算＊

上記の一般的な比例式にもとづく配分方式で、現行の衆議院選挙制度の１１ブロックを仮定して総定数の配分を試算してみます。ブロック人口は２０１５年国勢調査の都道府県人口確定値をもとにしています。

次の表のようになります。

＜ ブロックへの定数配分 試算 ＞

ブロック名	ブロック人口	人口比・％	配分算出値	一次配分	二次配分	配分数
北海道	5,381,733	4.234	13.549	12	1.549 ④	14
東北	8,982,807	7.068	22.618	22	0.618	22
北関東	14,130,880	11.118	35.578	34	1.578 ③	36
南関東	16,183,810	12.734	40.749	40	0.749 ⑤	42
東京	13,515,271	10.634	34.029	34	0.029	34
北陸信越	7,410,144	5.830	18.656	18	0.656	18
東海	15,031,201	11.827	37.846	36	1.846 ①	38
近畿	20,725,433	16.307	52.182	52	0.182	52
中国	7,438,037	5.852	18.726	18	0.726	18
四国	3,845,534	3.026	9.683	8	1.683 ②	10
九州	14,449,895	11.369	36.381	36	0.381	36
全国合計	127,094,745	100.	319.997	310	9.997	320
			320.000		10.000	

各ブロックの配分算出値のうち、内輪の最大偶数はそのままそのブロックに配分されます。それらの合計は３１０議席になります。

のこりは１０議席です。それは残りの値の合計 10.000 と一致します（ 9.997 は誤差を含んでおり、下段に付記した値が正しい）。そこで残数の大きいブロックから順に１位から５位まで順位をつけます。①～⑤がそれです。それらのブロックに２議席づつ追加されます。こうして１１ブロックの配分数が確定します。

なお二次配分で最後の５番目に入った南関東は、残りの値は 0.749 にすぎない。そこに２議席が配分されるので、いかにも不合理です。こうした問題点もふくめ、定数配分の方式を多角的に比較検討することが課題として残っています。

ブロック人口とブロックへの配分定数をもとに、各ブロックの１議席あたり人口を出して、それを全国の１議席あたり平均人口と比較すると、最大は中国ブロックの１０４.０４％、最少は北海道ブロックの９６.７９％です。中国は北海道の１.０７倍です。

問題はブロック間の較差より選挙区間の格差ですが、それは具体的な選挙区線引き（区割り）がなされる中でしか明確にはなりません。言えることは、ブロック間格差が比較的小さいので、

選挙区間格差は抑制しやすいということです。

４　選挙区の編成

――〈5〉中選挙区（定員４～６）の編成

各ブロックに配分された定数にもとづき各ブロック内で選挙区を編成する。

各選挙区の定数は、標準定数を８、１０、１２議席とする。半数改選なので、各回の選挙の標準定員は４、５、６議席となる。

上記定数のうち１０議席のような場合、男女が５議席づつの奇数になる。この対処法としては２回の選挙で、男性２議席→３議席、女性３議席→２議席のように交互の設定により、通しで男女議席の同数化を図ることとする。

＊選挙区の編成・試算＊

〈4〉で試算したブロックへの定数配分をもちいて、各ブロックの選挙区数を試算します。

＜選挙区数の試算＞

ブロック	定数	６人区	８人区	１０人区	１２人区	合計
北海道	14	1	1			2
東北	22			1	1	2
北関東	36		2	2		4
南関東	42		1	1	2	4
東京	34			1	2	3
北陸信越	18		1	1		2
東海	38		2	1	1	4
近畿	52		1	2	2	5
中国	18		1	1		2
四国	10			1		1
九州	36		3		1	4
合計	320	1	12	11	9	33

定数は各回の選挙の定数ではなく、２回の選挙のトータルな定数であらわします。なお各回の選挙の定数のことを当案では「定員」と呼び分けます。かつてはこれが選挙区定数の常用語でした。

ここでの選挙区の試算は、具体的な線引きで区割りした結果ではなく、与えられたブロック定数をもとにして選挙区定数と選挙区数を割り出しただけの模擬的な編成です。

標準的な選挙区定数を ８、１０、１２議席としています。北海道の１選挙区だけそれらから離れ、６議席の選挙区があります。このケースは１０議席のケースとおなじく各回の選挙は奇数の定数になるので、前述のように２回の選挙を通して男女同数とすることになります。

全国の合計選挙区数は３３選挙区です。１ブロック平均はちょうど３選挙区です。

もちろん選挙区の編成はこのような数合わせでできることではありません。選挙区エリアをさだめる要因は、自治体領域、文化圏、経済圏など多様な要因が交錯しています。しかも次の〈5〉で規定する 人口／定員 の基準範囲を遵守しつつの編成になります。

――〈6〉選挙区間定数格差の低減 ――――――――――――――――――――――――

選挙区の区割りにおいては１定数あたりの人口が標準人口（全国人口／総定数）の６７％～１３３％の範囲に納まるようにする。すなわち格差を２倍未満に厳守する。この上下の範囲を１００％の方向に圧縮するよう、努力をつづけることとする。

――／

＊標準人口からの上限と下限＊

これまで１票の価値の較差をいうとき、１議席あたりの人口（または有権者数）のもっとも少ない選挙区を基準にして、その何倍、という比較の仕方がもっぱらでした。そうではなく、標準となる人口を基準にして、そこから上下にどれだけ離れているか、という評価の仕方がよいと思います。

標準人口としては、全国人口を全定数で除して出した１議席あたりの人口、これを採ることに誰しも異存はないでしょう。これを１００％として、そこから上限と下限を設定して、その範囲内の人口の選挙区を設けるということになります。そして選挙区間の較差を２倍未満にするとすれば、上限１３３％、下限６７％という範囲になります。

この上下の範囲を標準人口の方向に圧縮する方向で努力することとします。たとえば選挙区間格差を１.５倍以内に低下させるとすれば、上限１２０％、下限８０％という範囲に選挙区人口が納まるように区割りすることになります。

５　候補者

――〈7〉男女二系統の候補者 ――――――――――――――――――――――――――――――

各選挙区において、男女それぞれの定数をめざして、男性候補者と女性候補者が立つこととなる。

――／

＊抜本的な脱皮策を要する現状＊

女性枠の定数が設けられることにより、男性候補者並みに女性候補者が立つことになるでしょう。

ちなみに ’１６年参議院選挙の選挙区選挙では、４５選挙区の定員総計７３議席にたいして、男性候補者数１６５人、女性候補者数６０人でした。当選者数は男性５６人、女性１７人。なお比例選挙の当選者数は、男性３７人、女性１１人でした。

衆議院よりましとはいっても、この状況です。この現状から脱皮するには抜本的な策を要することは明らかです。そのもっとも決定的な策は定数そのものを男女同数にすることです。これにより女性の国政参加が大きく前進し、それが地方政治へも波及する大きな要因になるでしょう。

――〈8〉候補者にたいする制度上の扱い ――――――――――――――――――――――

参議院の重要かつ必須の意義のひとつは、参議院議員が政党や政権から距離をおき、議員その人の思想・信条・識見に立って活動することにある。したがって参議院選挙は基本的に人物選択の選挙であり、無所属候補者であれ、政党が擁立した候補者であれ、選挙制度上はすべての候補者について個人の立場で立候補したものとして扱うこととする。

――／

＊政党公認候補者について＊

政党が候補者を立てる場合、参議院の趣旨に沿って、公認でなく推薦にとどめるのが望ましい。その方向をとる政党がふえると思われますが、制度化するのは困難であり、政党公認候補者が出る可能性はのこります。

しかし政党公認という、いわば候補者がみずからを政党に一体化させる位置に置くことは、自身の認識・意思や政策を見えにくくすることになります。参議院の意義に沿った議員をつくろうとする有権者からは、政党公認候補者は敬遠されることになるでしょう。政党公認で立つのなら衆議院選挙に立てばいいではないか、と。

――〈9〉候補者が定数を超えない場合の再募集

応募候補者数が定員をこえない選挙区では、応募期間の延長、および投票日の変更をおこなう。これにより無投票当選をなくす。

＊無投票当選の回避＊

「衆議院選挙制度案 比例代表中選挙区統合制」であれば、政党にとって選挙区候補者の得票が当落にかかわらずその政党の得票として積み上げられ、それが議席の比例配分のもとになるので、どの政党も何はともあれ選挙区候補者を立てようとします。したがって選挙区候補者数が定員を超えないことはありえません。しかし比例制をとらず人物の選択を主眼とした当制度案では事情がちがいます。有権者において、人物への評価・支持は固定化するケースが少なくないでしょう。したがって選挙区によっては指定席状態が起こりえます。そうするとそれ以外の候補者が立たない事態も考慮しなければならない。

無投票当選は本来は許してはならないことです。そのことを明確に打ち出すためにも、定員を超える候補者数を選挙実施の条件とすることの意義があります。

６　投票

――〈１０〉男女各候補者への計２票制

投票にあたって有権者は、男女を問わず、その選挙区において男性候補者への１票と女性候補者への１票の、計２票を投ずる。

＊２票制の内容＊

定数を男女同数というと、男性有権者は男性候補者に投票、女性有権者は女性候補者に投票、

という誤解をされかねません。有権者は、男性有権者であるか女性有権者であるかにかかわりなく、男性候補者への１票と女性候補者への１票と計２票を投じます。

７　当選者の決定

――〈１１〉当選者の決定方法 ――――――――――――――――――――――――――――――

当選者の決定は、各選挙区内の男性枠、女性枠において、それぞれの定員内に順位をつけた候補者であること、かつその得票数が法定得票ラインに達していること、この二要件による。

法定得票ラインは選挙区の定員にしたがって次のように定める。ただし現段階では試案にとどまる。

（その選挙区の有効投票総数）÷定員÷３

これを得票率でいうと、４人区では8.３３%、５人区では6.６７%、６人区では5.５６%となる。

――／

＊法定得票ラインの必要性＊

法定得票ラインは、当選に値する得票レベルとして設定されたものです。定員内に順位をつけた候補者をそのまま当選とせず、その得票が当選に値するかどうかという判定基準を設けるわけです。その根拠は何でしょうか。

当選の資格、すなわち議員の資格とは何か。それは、民意の担い手といえるか否か、という本質的な問いに帰着します。民意の担い手といえるだけの民意を受け止めえているか、ということです。この問いは議員の存在意義にかかわる根本的な問いであり、これを受けた判定はしないわけにはいきません。

しかしこの判定を下すための票数を明確化することは簡単ではなく、あるいは不可能かも知れない。しかしあえてそれをせざるをえません。

この判定基準は、その選挙区の定員、有権者数、有効投票総数において、当選に値する得票を得ていると言えるか（当選の資格があるか）、という観点で立てられるべきことです。

この選挙区の当選資格ラインの設定については、衆議院、地方議会の選挙でも問われる問題であり、考え方の整理が求められます。そのことを課題として留意しつつ、ここでは試案レベルの法定得票ラインを立てました。

現在の参議院選挙地方区では、（有効投票総数÷定員）÷６　です。

衆議院選挙の旧中選挙区制では、（有効投票総数÷定員）÷４　でした。

旧中選挙区の方がきびしいものでした。「衆議院選挙制度案 比例代表中選挙区統合制」ではこの旧中選挙区制の法定得票ラインを試案としました。

当案ではさらにきびしく　（有効投票総数÷定員）÷３　とします。

政党選択の意味のつよい選挙では、候補者個人への評価とは別に政党支持層の大小によって候補者間の得票の開きが大きく増幅します。当案の意図する参議院選挙では、そのような作用はあまりはたらきません。したがって候補者間の得票の開きは基本な傾向として小さくなると考えられます。よって法定得票ラインを引き上げることとしました。

ともあれ当選ラインの設定は多面的な論点をふくんでおり、試案どまりにせざるをえません。

――〈１２〉 当選者不足にともなう再選挙 ――――――――――――――――――――

投票・開票の結果、選挙区の男性枠または女性枠の定員内に順位をつけていたにもかかわらず法定得票に達しないという事例が発生したとすれば、当選議席が空席となる。この空席分については再選挙をおこなう。その場合、当選者以外の候補者のほかに、新たな候補者の応募も受ける。

――／

＊再選挙による選挙権の二重行使という問題＊

再選挙では有権者側では２回選挙するので、有権者によっては２回の投票のいずれも当選につながり、結果的に二人の参議院議員を誕生させるという権限行使をおこなうこととなる。これはやむをえない結果ではあるが、念のため法的な妥当性を検討する必要があろう。

（以上）